

議案第97号

(普通議案)

三朝町介護保険地域支援事業手数料条例の設定について

次のとおり三朝町介護保険地域支援事業手数料条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年 9月 8日

(五番)

三朝町長 吉田秀光

平成18年9月20日 原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

議案の概要	案名
三朝町条例第 号	三朝町介護保険地域支援事業手数料条例 (介護保険法第123条第38項の38第4項) (介護保険法第123条第38項の38第4項)

三朝町介護保険地域支援事業手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の38第4項の規定による三朝町介護保険地域支援事業手数料（以下「手数料」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業及び手数料の額)

第2条 三朝町介護保険地域支援事業のうち手数料を徴収する事業及び額は、別表のとおりとする。

(納入義務者)

第3条 手数料の納入義務者は、別表に掲げる事業の実施を申し出て、町長が利用決定した者とする。

(手数料の減免)

第4条 町長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより手数料の減免をすることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

事業	手数料の額
通所型介護予防事業 (運動器の機能向上事業)	1回あたり200円